

墨田区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和 2 8 年法律第 8 3 号）第 1 条の規定に基づき、<u>区長の附属機関として、墨田区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第 2 条 <u>協議会は、会長及び 4 5 人以内の委員をもって組織する。</u></p> <p>2 <u>会長は、区長をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>協議会に副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p>4 <u>委員は、次に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>区議会議員</u> — <u>学識経験を有する者</u> — <u>関係行政機関の職員</u> — <u>区の職員</u> <p>(委員の任期)</p> <p>第 3 条 <u>委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>2 <u>委員は、再任されることができる。</u></p> <p>3 <u>委員は、委嘱され、又は任命された時における前条第 4 項各号に掲げる身分を失ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、委員の身分を失う。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>区長は、委員に職務遂行上の支障があり、又は委員としてふさわしくない行為があったと認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、協議会の意見を聴いて、委員を解任することができる。</u></p> <p>(会長及び副会長の権限)</p> <p>第 4 条 会長は、<u>協議会</u>を代表し、会務を総理する。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和 2 8 年法律第 8 3 号）第 1 条の規定に基づき、<u>墨田区に、区長の附属機関として、墨田区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第 2 条 <u>協議会は、会長および次に掲げる者につき、区長が任命または委嘱する委員 4 5 人以内をもって組織する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>区議会議員</u> — <u>学識経験者</u> — <u>関係行政機関の職員</u> — <u>区の職員</u> <p>(委員の任期)</p> <p>第 3 条 <u>前条第 2 号の委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>(会長の権限ならびに副会長の設置および権限)</p> <p>第 4 条 会長は<u>協議会</u>を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 <u>協議会に副会長をおく。</u></p>

<p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>3 会長及び副会長にともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。</p> <p>(招集)</p> <p>第5条 協議会の会議は、区長が招集する。</p> <p>(定足数及び表決数)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>(専門委員会)</p> <p>第7条 協議会の審議事項等について専門の事項を調査させるため、協議会に専門委員会を置くことができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例の施行について必要な事項は、<u>墨田区規則</u>で定める。</p>	<p>3 副会長は、<u>委員が互選する。</u></p> <p>4 [同左]</p> <p>5 会長および副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。</p> <p>[同左]</p> <p>第5条 協議会は、区長が招集する。</p> <p>(定足数および表決数)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>[新設]</p> <p>[同左]</p> <p>第7条 この条例の施行について必要な事項は、<u>区長</u>が定める。</p>
---	---

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

地方青少年問題協議会法の一部改正(抄)

改 正 案	現 行
<p>(組織)</p> <p>第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。</p> <p>(条例への委任)</p> <p>第6条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。</p>	<p>[同左]</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>2 <u>会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。</u></p> <p>3 <u>委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者(都道府県青少年問題協議会にあつては、家庭裁判所の職員を含む。)のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。</u></p> <p>[同左]</p> <p>第6条 [同左]</p>

【施行期日】平成26年4月1日